



## 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

令和2年3月2日現在における直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）及び同法第291条の6第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月3日

和歌山県後期高齢者医療広域連合  
選挙管理委員会委員長 仲垣内 寛



### 1 請求権を有する者の総数の50分の1の数

16,262人

### 2 請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

201,636人